主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、原決定のいかなる判断がどのような理由で憲法三一条、三四条に違反するというのか、その具体的な主張を欠き、適法な抗告理由にあたらない。 よつて、法廷等の秩序維持に関する規則一九条、一八条、一六条により、裁判官 全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

## 昭和四九年八月七日

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	塚	喜 -	- 郎
裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	小	Ш	信	<b>太隹</b>
裁判官	吉	田		豊